

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年10月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300102 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300028 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月から平成 19 年 5 月まで	24 万円	30 万円	—
平成 19 年 6 月から同年 8 月まで	24 万円	34 万円	—
平成 19 年 9 月	26 万円	32 万円	—
平成 19 年 10 月から同年 12 月まで	26 万円	36 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	26 万円	34 万円	36 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	30 万円	34 万円	36 万円

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月 1 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

請求期間の年金記録の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違しているため、給与の支給総額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者及びA社が提出した賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録の標準報

酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 12 月から平成 19 年 5 月まで	24 万円	30 万円	—
平成 19 年 6 月から同年 8 月まで	24 万円	34 万円	—
平成 19 年 9 月	26 万円	32 万円	—
平成 19 年 10 月から同年 12 月まで	26 万円	36 万円	—
平成 20 年 1 月から同年 8 月まで	26 万円	34 万円	36 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	30 万円	34 万円	36 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者のオンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に該当する報酬月額による届を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 20 年 1 月から平成 21 年 8 月までの期間については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。